

議案第 5 2 号

岩倉市表彰条例の一部改正について

岩倉市表彰条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市表彰条例の一部を改正する条例

岩倉市表彰条例（昭和46年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あった者」を「あったもの」に改める。

第2条中「一般表彰と自治功労者表彰」を「一般表彰、自治功労者表彰、特別功労表彰及び特別表彰」に改める。

第3条中「該当し」を「該当するもののうち、規則で定める」に改め、同条第2号中「学術」を「学術、技芸」に改め、同条第4号中「尽瘁した」を「貢献した」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 環境の保全又は美化に貢献したもの

第3条第10号中「篤行者で特に」を「地域活動又はボランティアの実績により」に改め、同条第11号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に表彰することを適当と認めるものについて、一般表彰を行うことができる。

第4条各号列記以外の部分中「市長」を「、市長」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員又は人権擁護委員として20年以上在職したもの

第4条第6号中「市の消防団長」を「消防団長」に、「及び副団長」を「又は消防副団長」に改め、同条第7号を削り、同条第8号中「特に」を「規則で定める特に」に改め、同号を同条第7号とする。

第12条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「について、必要な事項は、市長が」を「に関し必要な事項は、市長が規則で」に改め、同条を第15条とする。

第11条の見出しを「(資格の喪失)」に改め、同条中「第9条」を「第11条」に改め、同条第2号中「又は功労者」を「又は自治功労者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(表彰の審査)

第14条 市長は、表彰を行おうとするときは、当該表彰を受けるべき資格を有するものについて、あらかじめ、岩倉市表彰審査委員会の審査を受けるものとする。

第10条中「第3条による表彰」を「市長は、表彰」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「決定した者」を「決定したもの」に、「その者」を「そのもの」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(表彰の期日等)」に改め、同条第1項中「表彰は、毎年9月1日を基準日として市制記念日」を「一般表彰及び自治功労者表彰(第4条第7号に該当するものに係る表彰を除く。)は、市制記念日」に改め、同条に次の3項を加える。

2 自治功労者表彰(第4条第7号に該当するものに係る表彰に限る。)、特別功労表彰及び特別表彰は、5年ごとの市制記念日に行う。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の表彰を行う日を変更することができる。

4 表彰の基準日は、表彰を行う年度の9月1日とする。ただし、第1項ただし書の規定により表彰を随時行う場合における表彰の基準日は、市長が別に定める日とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第1項中「前条第1号から第7号」を「第4条第1号から第6号」に改め、同項ただし書中「各号」を「、同条各号」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(特別功労表彰)

第5条 特別功労表彰は、一般表彰を受けたもののうち、規則で定める特にその功績が顕著なものについて、市長が行う。

(特別表彰)

第6条 特別表彰は、一般表彰に準ずるものとして、第3条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、規則で定めるものについて、市長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岩倉市表彰審査委員会条例の一部改正について)

2 岩倉市表彰審査委員会条例(平成28年岩倉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「あった者」を「あったもの」に改める。

第 3 条第 1 号中「及び第 4 条」を「から第 6 条まで」に改める。